

# 朝日大学情報ネットワーク利用規程

平成8年4月1日  
制定

## (目的)

第1条 この規程は、朝日大学情報教育研究センター利用規程第1条第2項に基づき、朝日大学情報ネットワーク（以下「情報ネットワーク」という。）の利用に関し必要な事項を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

## (利用の目的)

第2条 情報ネットワークは、次の各号に掲げる目的に利用するものとする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 学生の課題学習、課外活動
- (4) 前3号に規定するもののほか朝日大学情報教育研究センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めたもの

## (利用資格)

第3条 情報ネットワークを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校法人朝日大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員
- (2) 本法人が設置する学校の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生、専攻生及び委託生を含む。）
- (3) 前2号に規定する者のほかセンター長が許可した者

## (利用申請)

第4条 情報ネットワークを利用しようとする者は、ネットワーク機能に応じて所定の様式により所属する管理区域のサブネットワーク管理者（以下「区域の管理者」という。）に申請するものとする。ただし、前条第2号及び第3号に該当する者は、センター長に申請するものとする。

- 2 前項の申請を受けた区域の管理者又はセンター長は、利用資格と利用要件を確認の上、アカウント（ユーザー名とパスワード）を付して利用を承認するものとする。
- 3 利用者別のネットワーク機能及び管理区域については、朝日大学情報ネットワーク管理基準に定めるものをいう。

## (機器接続申請)

第5条 情報ネットワークに機器を接続し利用しようとする者は、所定の様式により所属する区域の管理者に申請するものとする。ただし、第3条第2号及び第3号に該当する者は、基幹LANを管理する管理者（以下「基幹管理者」という。）に申請するものとする。

- 2 前項の申請を受けた区域の管理者又は基幹管理者は、申請者の利用資格、接続条件等を確認した上、アドレス番号を付して接続を承認するものとする。

3 区域の管理者は、発行したアドレス番号を申請書類の写しをもって基幹管理者に連絡するものとする。

(機器接続の廃止)

第6条 情報ネットワークへの機器接続利用を廃止しようとする者は、所定の様式により区域の管理者に届け出るものとする。ただし、第3条第2号及び第3号に該当する者は、基幹管理者に届け出るものとする。

2 前項の届け出を受けた区域の管理者は、アドレス番号を抹消するとともに届出書類の写しをもって基幹管理者に廃止を連絡するものとする。

(学外ネットワークとの通信)

第7条 学外ネットワークとの通信は、原則として朝日大学情報教育研究センターが管理するゲートウェイ又は同等の機能を有する機器を経由して行うものとする。

2 研究等の目的で前項に規定する経路を経ず、別の手段により学外のネットワークに接続しようとする者は、センター長に事前に書面をもって申請し承認を得なければならない。

(学外のネットワーク及び共同利用施設等の利用)

第8条 学外のネットワーク及び共同利用施設等を利用しようとする者は、接続先のネットワーク及び経由するネットワークの利用規程を遵守しなければならない。

(責任)

第9条 情報ネットワークを利用した情報の受発信とその内容及び当人に帰属する情報資源の取扱いについては、情報ネットワーク利用者が責任を負うものとする。

(禁止事項)

第10条 情報ネットワークを利用する者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の著作権や特許権等の知的所有権を侵害する行為
- (2) 情報資源を破壊する行為又は情報ネットワークへ不法に侵入することを目的とするプログラムを作成、利用若しくは配布する行為
- (3) 許可されていない情報資源を入手あるいは閲覧する行為
- (4) 第三者に損害又は不利益を与える行為
- (5) 情報ネットワーク及びこれに接続する学外ネットワークの運営を妨げる行為
- (6) 営利を目的とした情報ネットワークの利用
- (7) その他公序良俗に反する行為

(利用の停止又は取消)

第11条 センター長は、利用者が次の各号の一に該当する場合には、朝日大学情報研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て情報ネットワークの利用を停止又は取り消すことができる。

- (1) 機器接続手段が著しく申請内容と異なるとき
- (2) 前条に定める禁止行為をおこなったとき

(利用期限)

第12条 第3条第3号により利用を許可された者の利用期限は、利用の目的に応じてセンター長が定めるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、情報ネットワークの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 本規程制定以前にネットワーク機能の利用及び情報ネットワークへの機器の接続を承認された者は、第4条及び第5条の規定により承認されたものとする。

附 則

この改正は、平成10年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成14年6月1日から施行する。